

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 5月15日
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大場 昭義
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【電話番号】	03 - 3212 - 8421
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型） 東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年2回決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間 上限 各1,000億円 継続申込期間 上限 各1兆円
【縦覧に供する場所】	該当なし

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年2回決算型）

（なお、愛称として「イーグルハイ」という名称を用いる場合があります。また、上記のそれぞれをまたは総称して、以下「当ファンド」、「東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）」は「Wプレミアムコース」、「東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年2回決算型）」は「プレーンコース」ということがあります。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：各1,000億円を上限とします。

継続申込期間：各1兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

当初申込期間：1口当たり1円

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

### (5)【申込手数料】

発行価格に3.24%（税抜3%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。

分配金再投資コース（下記「(6)申込単位」をご参照ください。）の収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

### (6)【申込単位】

申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。また、販売会社により取扱うコースが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。（販売会社との間で定額購入サービスに関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込単位によるものとします。）

分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、上記にかかわらず1口単位で取得することができます。

### (7)【申込期間】

当初申込期間：平成27年6月1日から平成27年6月18日まで

継続申込期間：平成27年6月19日から平成28年9月14日まで

上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、継続申込期間においてお申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、取得(スイッチングを含みます。)のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ルクセンブルグ証券取引所の休業日
- ・ルクセンブルグの銀行の休業日
- ・12月24日

継続申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### (8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

#### (9)【払込期日】

取得申込者は、申込金(発行価格に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加算した申込時の支払総額をいいます。)を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

当初申込期間にかかる発行価額の総額は信託設定日(平成27年6月19日)に、継続申込期間中の各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社である三井住友信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

#### (11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### (12)【その他】

申込の方法

- 受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受け付けます。ただし、継続申込期間においてお申込み日が上記「(7)申込期間」に記載の申込不可日のいずれかに該当する場合には、取得(スイッチングを含みます。)のお申込みの受付を行いません。
- 取得申込者は、申込金額相当額の申込金を販売会社に支払うものとします。ただし、当ファンドは上記「(9)払込期日」にしたがい受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はその時点から当ファンドの当該設定にかかる受益者となります。申込金には利息を付けません。
- 取得申込の受付は、原則として午後3時までの受付分を当日分とし、この受付時間を過ぎてからの申込分は翌営業日の受付分とします。
- 上記にかかわらず、取引所( )における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込(スイッチングを含みます。)の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込(スイッチングを含みます。)の受付を取り消すことができます。  
( )金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます(以下、本書において同じ。 )。
- 取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込を行うものとします。(ただし、既に取引口座をお持ちの場合を除きます。 )
- 分配金再投資コースの場合には、申込の際、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく(累積)投資に関する契約を締結する必要があります。  
上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約等が用いられることがあります。この場合、当該別の名称に読替えるものとします(以下同じ。 )。
- 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。
- 各ファンド間でスイッチングが可能です。各ファンドへのスイッチングの際に申込手数料がかかる場合があります。スイッチングとは、当ファンドの受益者が、保有する当該ファンドの受益権を換金した手取金をもって、その換金申込受付日と同日の受付時間内に当ファンドを構成する他のファンドの受益権の取得申込を行うことです(本書において同じ。 )。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

日本以外の地域における発行  
該当ありません。

#### 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。

\*ファンド名に含む「高配当成長株」とは、当ファンドが継続的に高い配当成長が見込めると考える企業が発行する株式を実質的な主要投資対象とすることを意味しています。

\*ファンド名で使用している「Wプレミアム」は、株式カバード・コール戦略および通貨カバード・コール戦略を行うことで得られるオプション・プレミアムをさし、「プレーン」は、株式カバード・コール戦略および通貨カバード・コール戦略を行わず、原資産に投資することをさしています。

###### 基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 株式に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

属性区分表

東京海上・米国高配当成長株式ファンド(Wプレミアムコース)(毎月決算型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ( )
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産 複合(株式、オプション)))	その他 ( )	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

## 東京海上・米国高配当成長株式ファンド(ブレンコース)(年2回決算型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ( )
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式 (一般)))	その他 ( )	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

## 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

#### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

	公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。	
	社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。	
	格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。	
	不動産投信	目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	資産複合	資産配分 固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分 変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回(隔月)	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回(毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	
投資対象地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	

	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

#### 信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより各1兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

#### ファンドの特色



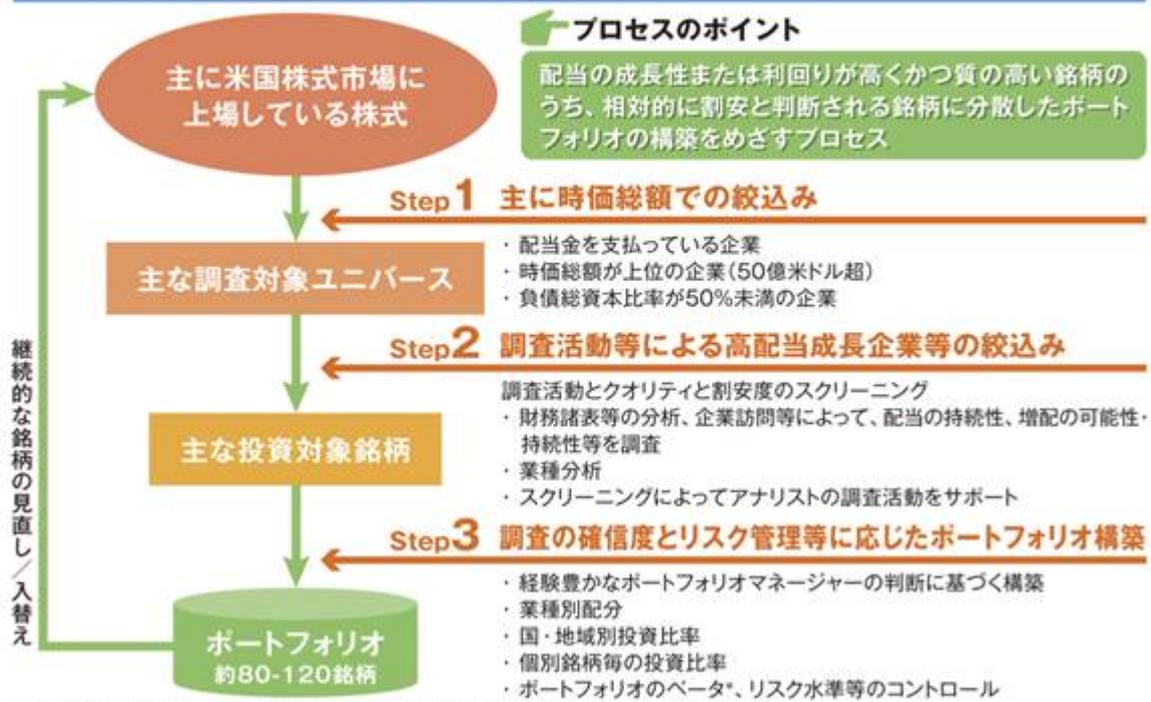
1 米国の金融商品取引所に上場されている株式の中から、継続的に高い配当成長が見込めると考える企業が発行する株式を実質的な主要投資対象とします。

●米国の高配当成長株の実質的な運用は、米国の投資顧問会社であるブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー（以下、ブラックロック）が行います。

※当ファンドでは、継続的に高い配当成長が見込めると考える企業が発行する株式を高配当成長株とします。

※株式以外にDR（預託証券）にも投資する場合があります。また、米国以外に上場されている株式に投資する場合があります。DR（預託証券）とは、ある国の企業が自国以外の国で株式を流通させる場合に、株式そのものは銀行等に預託して、その代替として発行し、上場された証券です。主に米ドル建てで発行され、米国市場等で取引されます。

## 米国の高配当成長株の運用プロセス



\*ベータとは、市場全体の動きに対して、どれほどファンドの基準価額が敏感に反応して変動したかを示すものです。

※上記の運用プロセスは、2015年3月末時点のものです。

上記はブラックロックが提供する資料等を基に東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、予告なく変更となる場合があります。

### (主な投資制限)

株 式	株式への直接投資は行いません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。



## 東京海上・米国高配当成長株式ファンド(Wプレミアムコース) (毎月決算型)と東京海上・米国高配当成長株式ファンド(ブレンコース) (年2回決算型)の2つのファンドがあり、スイッチングが可能です。

### 「Wプレミアムコース」

- 米国の高配当成長株への投資(米国高配当成長株戦略)に加え、保有している個別銘柄の株式コール・オプションを売却する戦略(株式カバード・コール戦略)と、米ドル(対円)の通貨コール・オプションを売却する戦略(通貨カバード・コール戦略)の2つのカバード・コール戦略を活用します。

※株式および通貨カバード・コール戦略(それぞれのカバー率\*は50%程度)を行うことでオプション・プレミアムを獲得しますが、株式の値上がり局面と米ドル高(対円)局面での収益を50%程度放棄します。

- 株式カバード・コール戦略においては、ブラックロックが個別銘柄別に、権利行使価格、カバー率等を機動的に変更し、トータルリターンの上向をめざします。

※株式カバード・コール戦略においては、個別銘柄別にカバー率\*が50%程度に限定されるものではありません。

\*カバー率とは、原資産の総額に対するオプションの額面合計の比率を示したものになります。

### 「ブレンコース」

- 米国の高配当成長株への投資を行います(株式および通貨カバード・コール戦略を行わず、原資産に投資します)。

## ファンドの仕組み

「Wプレミアムコース」、「ブレンコース」とともにファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



## ブラックロックの事業概要

### 1. 豊富な戦略ラインアップ

約4,000もの幅広い運用戦略をラインアップしています。アクティブ/パッシブ、株式/債券/アセットミックス、先進国/新興国、地域特化、セクター特化、スタイル特化等

### 2. 幅広い顧客基盤

政府、金融機関、企業、年金、財団、個人投資家等、グローバルに幅広い投資家から支持されています。

### 3. ETF シェア No.1

iShares®のブランドのもと、700本以上、約124兆円のETFを運用しています。

世界のETF市場におけるシェアは業界トップの37.2%

(2014年12月31日現在、純資産残高ベース)

※円換算適用レート：1米ドル=119.895円(WMロイター、2014年12月末時点)

出所：ブラックロック

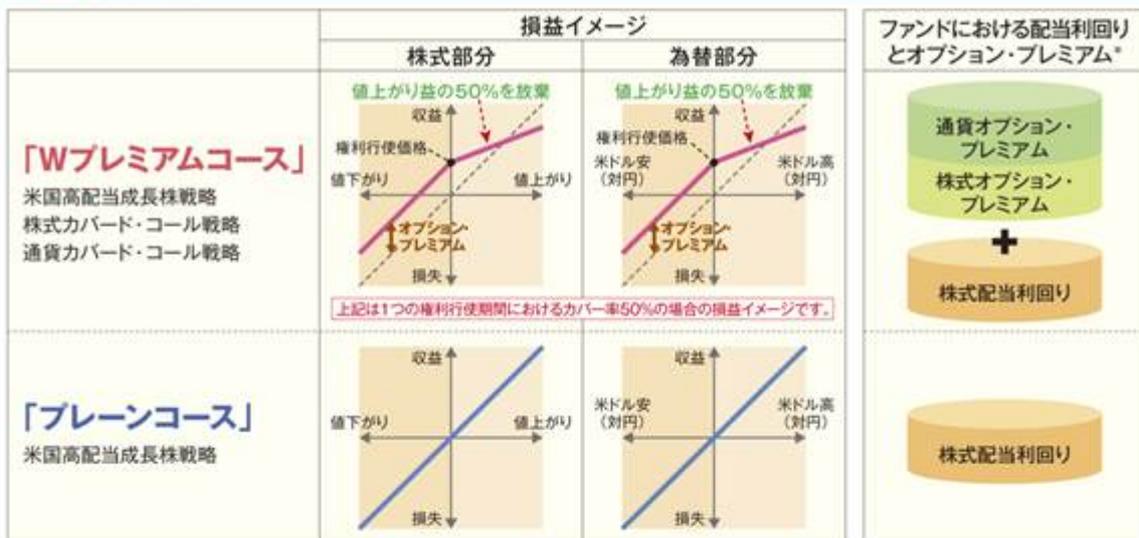
「Wプレミアムコース」における通貨カバード・コール戦略の実質的な運用は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下、CFIM)が行います。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、Citigroup Inc.の100%子会社であるCitigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limitedの完全子会社です。運用資産残高は、13.2億米ドル(1,583億円)です。(2015年3月末現在、1米ドル=119.95円で換算)

出所：CFIM

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 損益イメージ



\*オプション・プレミアムは、権利行使価格を超える株式の値上がり益と米ドル高(対円)による為替差益の50%程度を放棄することで得られるものです。ファンドの基準価額は、株式の値下がり損や米ドル安(対円)による為替差損の影響により下落することがあります。また、オプション取引の満期日をまたいで、株価や米ドル(対円)レートが大きく変動した際には、その後当初の水準程度に戻った場合でも基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。

\*ファンドにおける株式カバード・コール戦略では、ブラックロックが個別銘柄別に、権利行使価格、カバー率等を機動的に変更します。また、複数の異なる権利行使価格、満期日のオプション取引を行うことがあり、実際の運用では上記イメージと異なる場合があります。

\*上記はイメージ図であり、実際の株価変動や米ドル(対円)レートの変動、ファンドにおける損益や運用成果等を示唆・保証するものではありません。

## コール・オプションとは

- ◆コール・オプションとは、「通貨、株式や債券等」を「満期日\*」に「合意に基づいて定められた価格(権利行使価格)」で「買う権利」のことです。  
\*オプション取引の期限のことで、満期日に限り権利行使が可能なもの(ヨーロピアン・タイプ)と、満期日までいつでも権利行使が可能なもの(アメリカン・タイプ)等があります。
- ◆この権利を売却することで売り手は代金(オプション・プレミアム)を得ますが、同時に満期日に買い手の権利行使に応じる義務を負います。
- ◆当該コール・オプションの権利の買い手が権利を行使することで、売り手にとって損失が発生する可能性があります。

### 米ドル(対円)のコール・オプション(ヨーロピアン・タイプ)売買例

【前提条件】 取引時点の為替レート：1米ドル=120円、権利行使価格：120円、オプション・プレミアム：1円、満期日：1カ月後

- 権利の売り手はオプション・プレミアムを獲得する一方、米ドル(対円)が上昇し、権利行使価格を満期日に上回った①の場合は、買い手の権利行使により売り手は125円の価値がある米ドルを120円で売り渡さなければならないため、5円の損失がでます。
- 米ドル(対円)が下落し、権利行使価格を満期日に下回った②の場合は、買い手による権利行使はなく、売り手がオプション・プレミアムを受け取るだけでその他のやり取りは発生しません。
- このように売り手にとっての最終的な損益は、オプション・プレミアムに権利行使に伴う損失を加味して考える必要があります。



\*上記は、ファンドが売却するコール・オプションの一般的な性質を説明したものであり、すべてを説明したものではありません。また、「Wプレミアムコース」の取引ではありません。

\*ファンドが売却した株式および通貨コール・オプションは時価で評価され、満期日までの当該時価の変動が基準価額に影響します。そのため、株式および通貨コール・オプションの売却時点で、基準価額が株式および通貨オプション・プレミアム相当分上昇するものではありません。

## カバード・コール戦略におけるオプション・プレミアムの変動要因

カバード・コール戦略におけるコール・オプションのプレミアム水準は、原資産の変動率（ボラティリティ）、権利行使価格水準、カバー率、満期日までの期間や、市場の需給関係等の要因によって大きく変動します。

### カバード・コール戦略におけるオプション・プレミアムの主な決定要因

原資産の変動率 (ボラティリティ)	権利行使価格	カバー率 <sup>※1</sup>	満期日までの期間	オプション・プレミアム水準
高い	低い	高い	長い	高い (権利行使される可能性が高い <sup>※1</sup> )
低い	高い	低い	短い	低い (権利行使される可能性が低い <sup>※1</sup> )

※1 カバー率の高低は、権利行使の可能性に影響を及ぼすものではありません。

### ファンドにおけるオプション・プレミアムの決定プロセス

#### ●株式カバード・コール戦略の場合<sup>※2</sup>

株価の変動率 (ボラティリティ)	権利行使価格	カバー率	満期日までの期間	オプション・プレミアム水準
市場環境等により日々変化します	個別銘柄別に売却時点の株価から101～103%程度のアウトオブザマネー <sup>※3</sup> のコール・オプションを売却、機動的に変更します	50%程度 (個別銘柄別には50%程度に限定されません)	満期日(権利行使日)までの期間は原則3か月以内	左記条件等に基づきオプション・プレミアムが決定されます

#### ●通貨カバード・コール戦略の場合

為替の変動率 (ボラティリティ)	権利行使価格	カバー率	満期日までの期間	オプション・プレミアム水準
市場環境等により日々変化します	取引時点の米ドル(対円)レートで売却します	50%程度	満期日(権利行使日)までの期間は原則1か月	左記条件等に基づきオプション・プレミアムが決定されます

※2 株式カバード・コール戦略では、株価の見通しとプレミアム水準等を勘案し、総合的な見地から個別銘柄別にオプション取引を執行します。オプション・プレミアムの獲得を重視する局面、株価上昇によるリターンを獲得を重視する局面に応じて、権利行使価格、満期日までの期間、カバー率を適宜見直します。

※3 アウトオブザマネーとは、コール・オプションの場合、権利行使価格が取引時点の原資産価格より高くなることをいいます。

※オプション・プレミアムの決定条件には金利の水準等の他の要因も存在します。上記は主な条件をご紹介したものであり、すべての条件を網羅したものではありません。

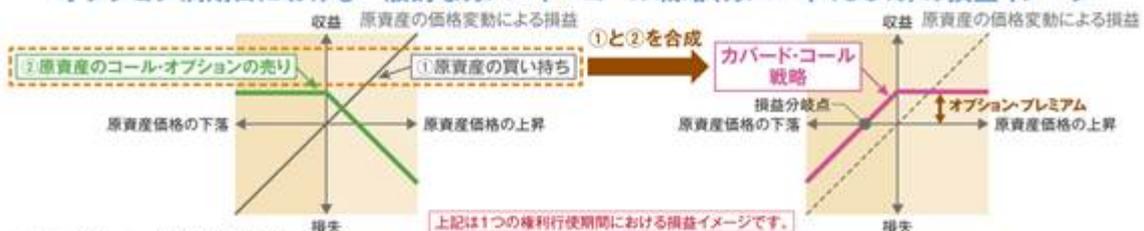
※コール・オプションの条件は、売却のタイミングや市場環境等によって大きく異なります。また、市場環境等によっては想定したコール・オプションの売却が行えない場合があります。

※上記は、「Wプレミアムコース」におけるオプション・プレミアムの説明の一部であり、すべてを説明したものではありません。

## カバード・コール戦略とは

一般的なカバード・コール戦略(カバー率100%)は、①「特定の資産(原資産)の買い」と②その原資産を「一定の価格で買う権利(コール・オプション)の売却」とを組み合わせた戦略です。取引を行った後に原資産の価格が上下した場合、原資産を「ただ保有しているだけ(単純な買い持ち)」の場合と比較すると、下図のように価格上昇分の利益を放棄する代わりに、権利の売却価格(オプション・プレミアム)分の収益上乗せが期待できます。「Wプレミアムコース」では、株式への投資に加えて、個別株式の株式コール・オプションと米ドル(対円)の通貨コール・オプションの売却を行うカバード・コール戦略を活用し、そのカバー率は原則として、それぞれ50%程度とします。

### オプション満期日における一般的なカバード・コール戦略(カバー率100%)の損益イメージ



#### カバード・コール戦略の特徴

- 原資産価格が大きく変動しない局面で有利。
- 原資産価格が大きく下落する場合(為替においては円高)、損失が発生しますが、オプション・プレミアムの獲得によって損失が軽減されます。
- 原資産価格が大きく上昇する場合(為替においては円安)、カバード・コール戦略を取らなかった場合に比べ、収益が限定されます。

※上記は、一般的なカバード・コール戦略(カバー率100%)について説明したものであり、「Wプレミアムコース」のカバード・コール戦略ではありません。



### 毎決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。

#### 「Wプレミアムコース」

原則として、毎月14日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とし、収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、第1期決算時（2015年7月14日）は、収益分配を行いません。

分配のイメージ図



#### 「ブレーションコース」

原則として、毎年6月および12月の各14日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とし、収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。

分配のイメージ図



※分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

## 収益分配金に関する留意事項

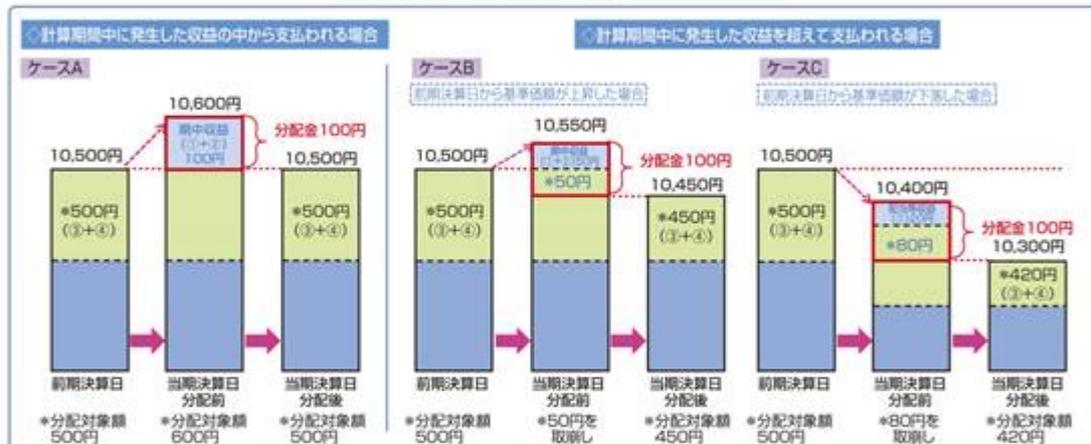
■投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金と基準価額の関係(イメージ)



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

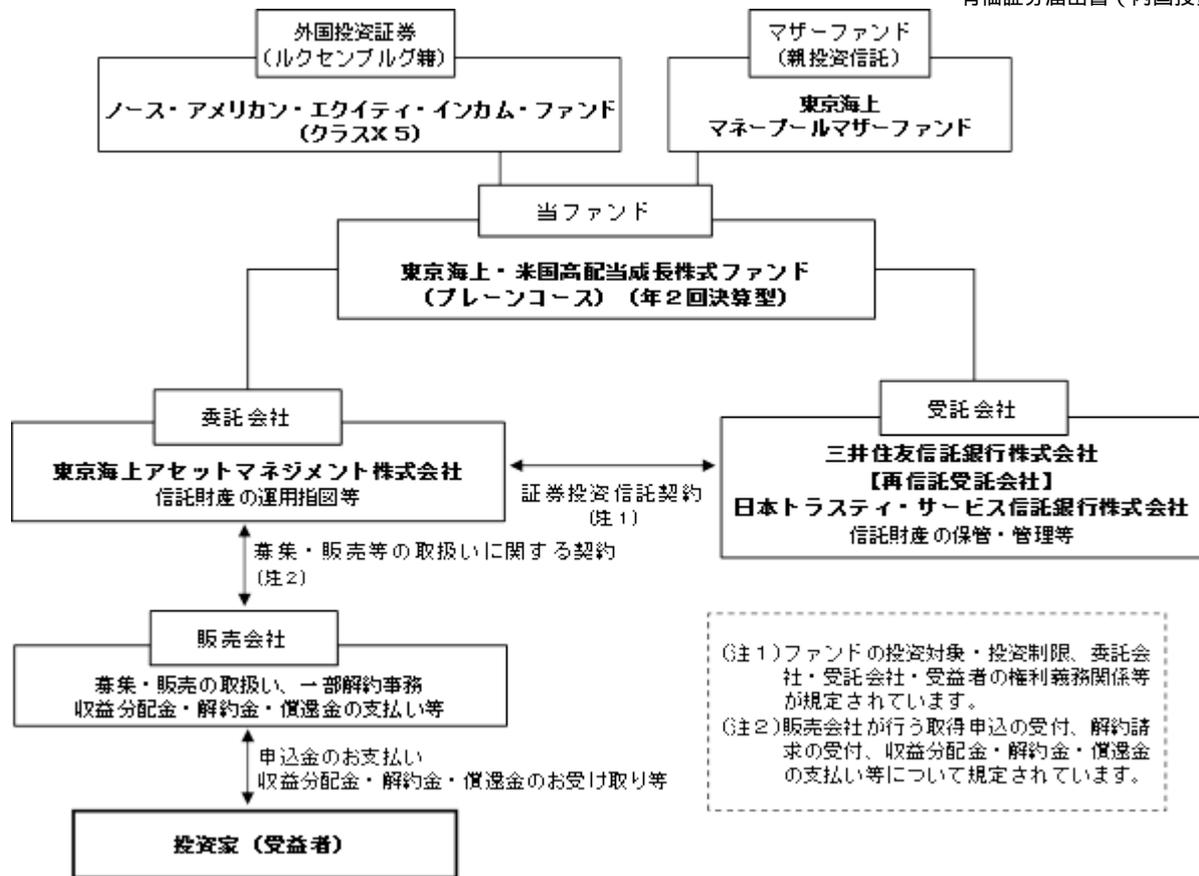
## (2)【ファンドの沿革】

平成27年5月15日 関東財務局長に有価証券届出書提出  
平成27年6月1日 ファンドの募集開始(予定)  
平成27年6月19日 ファンドの設定、運用開始(予定)

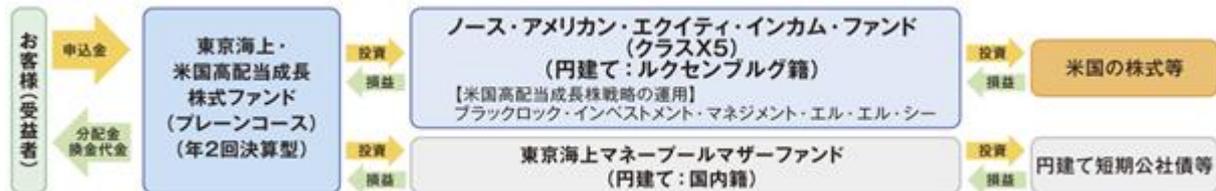
## (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み  
東京海上・米国高配当成長株式ファンド(Wプレミアムコース)(毎月決算型)





### <ファンド・オブ・ファンズの仕組み>



### 委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成27年3月末日現在）
- ・会社の沿革

- 昭和60年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
- 昭和62年2月 投資顧問業者として登録
- 同年6月 投資一任業務認可取得
- 平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始
- 平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
- 平成19年9月 金融商品取引業者として登録
- 平成26年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

- ・大株主の状況（平成27年3月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

## 1. 基本方針

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。

## 2. 運用方法

### (1) 主要投資対象

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

主として米国の金融商品取引所に上場されている株式（DR（預託証券）を含みます。以下同じ。）を投資対象とする外国投資信託「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド（Wプレミアムクラス）」および主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパー等に投資する親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」を主要投資対象とします。

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年2回決算型）

主として米国の金融商品取引所に上場されている株式を投資対象とする外国投資証券「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・ファンド（クラス 5）」および主に円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーなどに投資する親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

外国投資信託「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド（Wプレミアムクラス）」および親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」への投資を通じて、主として、継続的に高い配当成長が見込めると考える企業が発行する株式への投資に加え、個別株式のコール・オプションおよび円に対する米ドルのコール・オプションを売却することによりプレミアム収入の獲得をめざします。

運用にあたっては、上記の投資信託証券のうち、「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド（Wプレミアムクラス）」の組入比率を高位に保つことを基本とします。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年2回決算型）

外国投資証券「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・ファンド（クラス 5）」および親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」への投資を通じて、主として、継続的に高い配当成長が見込めると考える企業が発行する株式へ投資します。

運用にあたっては、上記の投資信託証券のうち、「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・ファンド（クラス 5）」の組入比率を高位に保つことを基本とします。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

## (2) 【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）

有価証券

金銭債権（ に掲げるものに該当するものを除きます。）

約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として次の(1)および(2)に掲げる投資信託証券ならびに(3)から(6)に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1)

ファンド名	投資対象
Wプレミアムコース	外国投資信託「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド（Wプレミアムクラス）」
プレーンコース	外国投資証券「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・ファンド（クラス 5）」

(2) 親投資信託「東京海上マネープールマザーファンド」

(3) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(4) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(3)の証券の性質を有するもの

(5) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

(6) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、上記(5)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

3. 委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

(3) コール・ローン

(4) 手形割引市場において売買される手形

4. 上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### <参考情報>当ファンドが投資対象とする投資信託証券について

東京海上・米国高配当成長株式ファンド(Wプレミアムコース)(毎月決算型)

ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド (Wプレミアムクラス)	
形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託/円建て
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として米国の金融商品取引所に上場されている株式(DR(預託証券))を含みます。以下同じ。)の中から、継続的に高い配当成長が見込めると考える米国企業の株式に投資し、インカムゲインの確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。</li> <li>運用目的を達成するために、米国以外の株式に投資する場合があります。</li> <li>個別銘柄ごとに保有株数(または保有口数)の全部または一部にかかるコール・オプションおよび円に対する米ドルのコール・オプションを売却するかバード・コール戦略を活用することにより、プレミアム収入の獲得をめざします。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。</li> <li>同一発行体への投資割合は、原則として純資産総額の10%以下とします。</li> </ul>
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
決算日	毎年10月31日
信託報酬等	<p>ファンドの純資産総額に対し年率0.9%を乗じて得た額が管理会社、投資顧問会社および副投資顧問会社への報酬の合計額としてファンドから支払われます。またファンドの純資産総額に対し年率0.01%を乗じて得た額(ただし、その額が年額10,000米ドルに満たない場合は、10,000米ドルとします。)が受託会社への報酬としてファンドから支払われます。この他、ファンドの純資産総額に対し年率0.09%を乗じて得た額(ただし、その額が年額50,000米ドルに満たない場合は、50,000米ドルとします。)が組入る有価証券の保管に要する費用および信託事務等に要する費用として保管銀行および事務代行会社への報酬の合計額としてファンドから支払われます。またこの他に、ファンドは、ファンドの設立に係る費用(ファンドの設定後3年間にわたり償却)、組入る有価証券の売買委託手数料等の取引に要する費用、オプション取引に要する費用、信託財産に関する租税、監査報酬、法的費用等を負担します。</p>
関係法人	<p>管理会社、投資顧問会社：シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド</p> <p>受託会社：CIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド</p> <p>副投資顧問会社：ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー</p> <p>保管銀行、事務代行会社：シティバンク・エヌ・エイ 香港支店</p>

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

東京海上・米国高配当成長株式ファンド(プレーンコース)(年2回決算型)

ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・ファンド(クラス5)	
形態	ルクセンブルグ籍会社型外国投資法人/円建て

運用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として米国の金融商品取引所に上場されている株式(DR(預託証券))を含みます。以下同じ。)の中から、継続的に高い配当成長が見込めると考える米国企業の株式に投資し、インカムゲインの確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。</li> <li>運用目的を達成するために、米国以外の株式に投資する場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。</li> <li>同一発行体への投資割合は、原則として純資産総額の10%以下とします。</li> </ul>
収益分配	原則として年4回、分配を行います。
決算日	毎年8月31日
信託報酬等	<p>信託報酬はありません。</p> <p>ただし、ファンドは、保管銀行報酬、事務代行会社報酬、登録および名義書換事務代行会社報酬、組入有価証券の売買委託手数料等の取引に要する費用、組入有価証券の保管に要する費用および事務等の処理に要する費用、租税、監査報酬、法的費用等を負担します。</p> <p>管理会社や投資顧問会社等への報酬相当額(ファンドの時価評価額に対して年率0.66%を乗じて得た額)は、東京海上アセットマネジメント株式会社が受ける報酬から管理会社へ支払われます。</p>
関係法人	<p>管理会社：ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー</p> <p>保管銀行、事務代行会社：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッド・ルクセンブルグ支店</p> <p>投資顧問会社：ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー</p> <p>登録、名義書換事務代行会社：J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー</p>

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

東京海上・米国高配当成長株式ファンド(Wプレミアムコース)(毎月決算型)

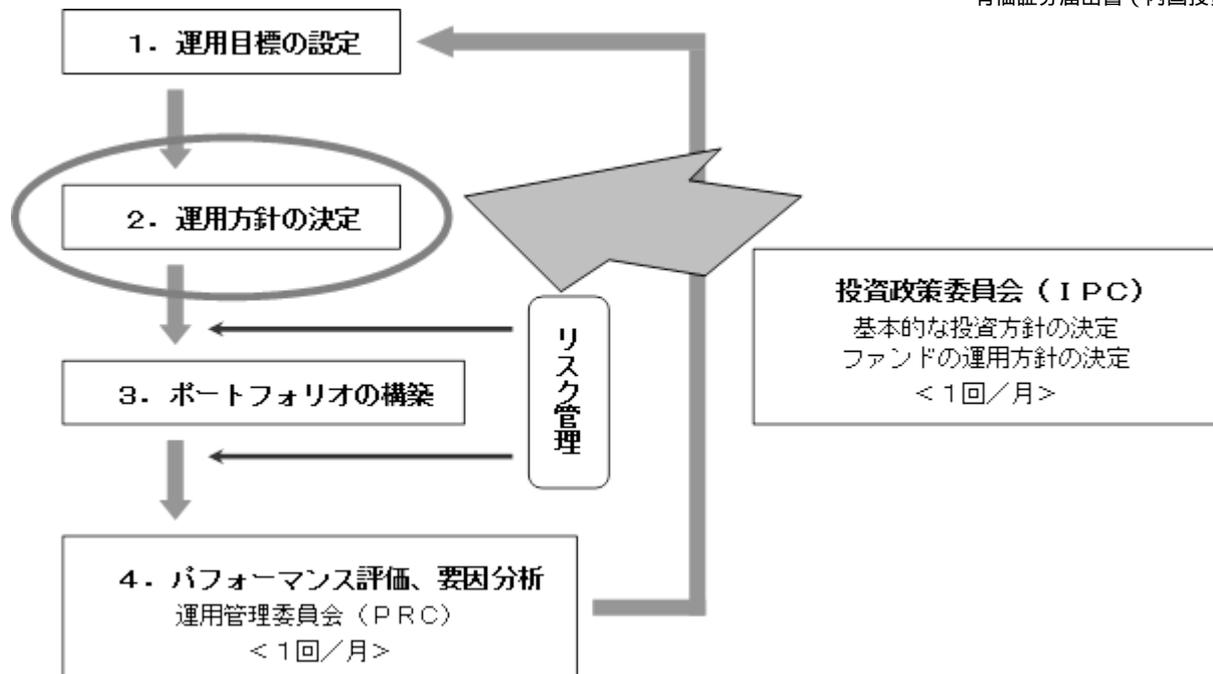
東京海上・米国高配当成長株式ファンド(プレーンコース)(年2回決算型)

東京海上マネープールマザーファンド	
形態	親投資信託
運用方針	円建て短期公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とし、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式への投資は、行いません。</li> <li>外貨建資産への投資は、円貨で約定し円貨で決済するもの(為替リスクの生じないもの)に限ります。</li> </ul>
収益分配	無分配
決算日	原則として毎年10月25日
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3)【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づき投資信託証券への投資を通じて実質的に外国の株式等に投資します。当ファンドおよびマザーファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドはマルチマネージャー運用部（15名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。また、「東京海上マネープールマザーファンド」は、債券運用部日本債券運用グループ（11名）が、「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（4名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に係る各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、平成27年4月1日現在）

#### (4)【分配方針】

##### Wプレミアムコース

月1回（原則として毎月14日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。ただし、第1期決算時（平成27年7月14日）は、分配を行いません。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

##### プレーンコース

年2回（原則として6月、12月の14日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

##### Wプレミアムコース/プレーンコース 共通

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、そ

の全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

( ) 諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、お支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (5)【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限(約款別紙「運用の基本方針」)

- a. 株式への直接投資は行いません。
- b. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- c. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- d. 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

公社債の借入(約款第19条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第20条)

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用リスク集中回避のための投資制限(約款第22条)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしがたい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入(約款第28条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

## 3【投資リスク】

## 1. 投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券を組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

当ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて外国の株式など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

### 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

### カバード・コール戦略の利用に伴うリスク

#### 「Wプレミアムコース」固有のリスク

- ・「Wプレミアムコース」はコール・オプションの売却を行うため、株価の上昇や円安・米ドル高の場合でも、コール・オプションの権利行使価格を超える差益を放棄することになり、コール・オプションの売却をしない場合に比べて投資成果が劣る可能性があります。
- ・カバード・コール戦略において、コール・オプションの満期日をまたいで株価の水準や円に対する米ドルの価格が変動した際には、その後、株価や円に対する米ドルの価格が当初の水準に戻った場合でも、基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。
- ・換金等に伴いカバード・コール戦略を解消する場合、コストが発生し基準価額が下落する要因となります。
- ・市場環境、資産規模あるいは大量の資金流出入が発生した場合やその他やむを得ない事情が発生した場合等にはカバード・コール戦略を十分に行えない場合があります。

### カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

### 信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

### 流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

## 2. その他の留意事項

### (1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて外国の株式等を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた株式の値動きやそれらの株式の発行者の信用状況の変化、

為替相場の変動等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売(申込代金の預り等を含みます。)について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

カバード・コール戦略により得られるオプション・プレミアムの水準は、コール・オプション売却時点の株価水準、為替レート水準、価格変動率、権利行使価格水準、満期までの期間、金利水準、需給等複数の要因により決定されます。

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰上償還させます。

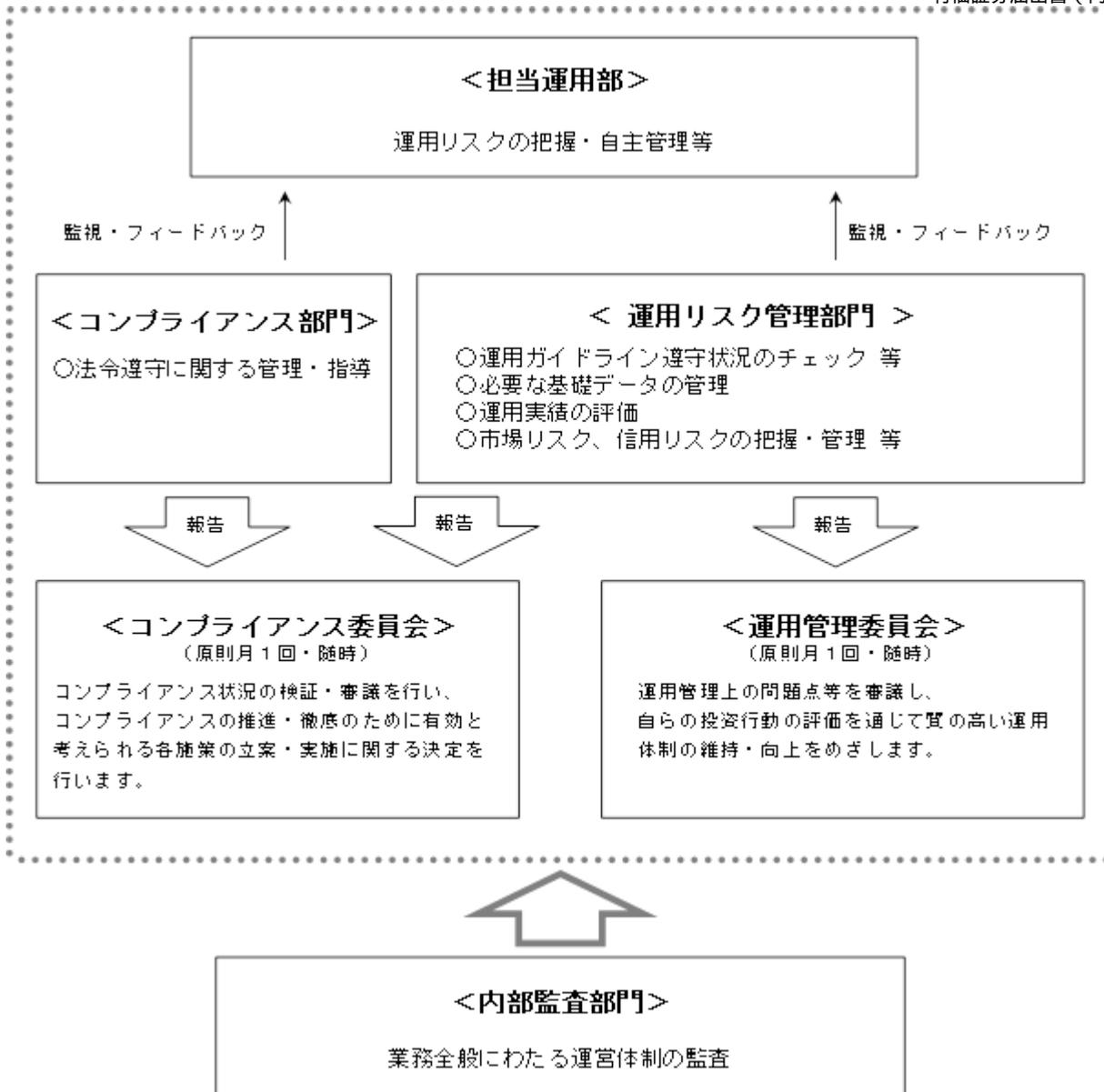
### 3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

#### <リスク管理体制>



## 参考情報

## ●ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

## ●ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-	12.5	19.2	10.9	2.4	8.0	9.0
最大値	-	65.0	65.7	50.5	4.5	34.9	43.7
最小値	-	-17.0	-13.6	-22.8	0.4	-12.7	-10.1

※ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

※ファンドは設定前のため、年間騰落率を表示できません。

## ●代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

## 日本株：TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

## 先進国株：MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

## 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

## 日本国債：NOMURA-BPI(国債)

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。

## 先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

## 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしの指数を採用しています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

発行価格に3.24%（税抜3%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。申込手数料は、商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、申込時にご負担いただくものです。分配金再投資コースの収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。

### (2)【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

### (3)【信託報酬等】

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.026%（税抜0.95%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分（税抜）については以下の通りとします。

委託会社 <sup>*1</sup>	販売会社 <sup>*2</sup>	受託会社 <sup>*3</sup>
年率0.33%	年率0.6%	年率0.02%

\*1 委託した資金の運用の対価

\*2 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

\*3 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

当ファンドの信託報酬のほかに、当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬の上限は年率2.026%（税込）程度となります。ただし、投資対象とする外国投資信託証券の純資産総額によっては上記報酬率を超える場合があります。（本書作成日現在）

<参考情報> 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（本書作成日現在）

投資信託証券の名称	信託報酬率 （年率）
外国投資信託（ケイマン諸島籍） 「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・ コール・ストラテジー・ファンド（Wプレミアムクラ ス）」	1%（ ）
親投資信託 「東京海上マネープールマザーファンド」	信託報酬は ありません

( ) 信託報酬等として管理会社、投資顧問会社、受託会社、副投資顧問会社、保管銀行、事務代行会社に対して支払われます。ただし、投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬のうち受託会社に対して支払う報酬（年率0.01%）が年額10,000米ドルに満たない場合は10,000米ドル、保管銀行および事務代行会社に対して支払う報酬（年率0.09%）が年額50,000米ドルに満たない場合は50,000米ドルとなりますので、外国投資信託証券の純資産総額によっては上記報酬率を超える場合があります。

上記のほか、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の費用も別途かかります。なお、当ファンドが上記の各投資信託証券を取得するに際しては、申込手数料はかかりません。

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年2回決算型）

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.7388%（税抜1.61%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分（税抜）については以下の通りとします。

委託会社 <sup>*1</sup>	販売会社 <sup>*2</sup>	受託会社 <sup>*3</sup>

年率0.99%	年率0.6%	年率0.02%
---------	--------	---------

\* 1 委託した資金の運用の対価

\* 2 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

\* 3 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

投資対象とする外国投資信託証券にかかる信託報酬相当額（外国投資信託証券の時価評価額に対して年率0.66%を乗じて得た額）は、委託会社が受ける報酬から当該外国投資信託証券の管理会社に対して支払います。（本書作成日現在）

<参考情報> 当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（本書作成日現在）

投資信託証券の名称	信託報酬率 (年率)
外国投資証券（ルクセンブルグ籍） 「ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・ファンド（クラス 5）」	信託報酬は ありません
親投資信託 「東京海上マネープールマザーファンド」	信託報酬は ありません

上記のほか、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の費用も別途かかります。なお、当ファンドが上記の各投資信託証券を取得するに際しては、申込手数料はかかりません。

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.0108%（税抜0.01%）を乗じて得た金額（ただし、年97.2万円（税抜90万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者たる個人または内国法人である受益者に対する課税については、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（1）は課税されません。

解約時および償還時の譲渡益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税が行われます。譲渡所得等については、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

なお、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 法人の受益者に対する課税 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（2）超過額については、15.315%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（1）は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

- （1）「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- （2）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。

\* 上記は、平成27年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

## 5【運用状況】

当ファンドは平成27年6月19日に運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。したがって、下記の各項目に該当する計数は存在しません。

ファンドの運用状況については、原則として毎年6月14日および12月14日を基準日として作成される有価証券報告書に記載されます。

### (1)【投資状況】

該当事項はありません。

（ご参考：親投資信託の投資状況）

平成27年3月31日現在

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

東京海上マネープールマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	89,998,840	68.29
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		41,780,695	31.70
合計（純資産総額）		131,779,535	100.00

### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（ご参考：親投資信託の投資資産）

平成27年3月31日現在

投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

東京海上マネープールマザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第520回国庫短期証券	日本	国債証券	0.0	2015/06/22	70,000,000	99.99	69,998,530	99.99	69,998,880	53.11
2	第484回国庫短期証券	日本	国債証券	0.0	2015/04/10	20,000,000	99.99	19,999,800	99.99	19,999,960	15.17

## b. 投資有価証券の種類

## 東京海上マネープールマザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	68.29
合計	68.29

## 投資不動産物件

## 東京海上マネープールマザーファンド

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

## 東京海上マネープールマザーファンド

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

該当事項はありません。

## 【分配の推移】

該当事項はありません。

## 【収益率の推移】

該当事項はありません。

## (4) 【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

## &lt; 参考情報 &gt; (平成27年5月15日現在)

当ファンドは、2015年6月19日から運用を開始します。

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

## 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

## 分配の推移

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。

## 年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、当ファンドにはベンチマークがありません。

ファンドの運用実績は、別途委託会社のホームページで開示する予定です。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、継続申込期間においてお申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、取得（スイッチングを含みます。）のお申込みの受付を行いません。
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
  - ・ニューヨークの銀行の休業日
  - ・ルクセンブルグ証券取引所の休業日
  - ・ルクセンブルグの銀行の休業日
  - ・12月24日
- b. 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

- c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。  
 当初申込期間：1口当たり1円  
 継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額  
 基準価額は信託設定日（平成27年6月19日）以降、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。  
 委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）  
 東京海上アセットマネジメント サービスデスク  
 0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）
- f. 申込手数料は、発行価格に3.24%（税抜3%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- g. 上記にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込（スイッチングを含みます。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込（スイッチングを含みます。）の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとし、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- j. 各ファンド間でスイッチングが可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 2【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、信託設定日（平成27年6月19日）以降、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日が以下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
  - ・ニューヨークの銀行の休業日
  - ・ルクセンブルグ証券取引所の休業日

- ・ルクセンブルグの銀行の休業日
- ・12月24日
- d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いたします。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象資産の評価方法>

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日に知りうる直近の日における当該投資信託証券の基準価額で評価します。
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

- c. 基準価額は、信託設定日（平成27年6月19日）以降、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

原則として、平成27年6月19日から平成32年6月12日までとします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（Wプレミアムコース）（毎月決算型）

原則として、毎月15日から翌月14日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。（第1計算期間は平成27年6月19日から平成27年7月14日まで）

東京海上・米国高配当成長株式ファンド（プレーンコース）（年2回決算型）

原則として、毎年6月15日から12月14日まで、12月15日から翌年6月14日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。（第1計算期間は平成27年6月19日から平成27年12月14日まで）

( ) 法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

## (5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより各ファンドの受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合には、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- d. 上記c.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下d.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 上記c.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c.からe.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.からe.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h. 上記g.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- j. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項(上記a.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### 運用報告書

東京海上・米国高配当成長株式ファンド(Wプレミアムコース)(毎月決算型)

- a. 6月・12月の決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知っている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- b. 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<http://www.tokiomarineam.co.jp/>)に掲載します。
- c. 上記b. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合は、交付します。

東京海上・米国高配当成長株式ファンド(プレーンコース)(年2回決算型)

- a. 毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知っている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- b. 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<http://www.tokiomarineam.co.jp/>)に掲載します。
- c. 上記b. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合は、交付します。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(<http://www.tokiomarineam.co.jp/>)に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

#### 収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### 償還金の請求権

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

**買取請求権**

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

**第3【ファンドの経理状況】**

当ファンドの運用は、信託設定後、平成27年6月19日から開始する予定であり、当ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。

当ファンドの会計監査は、あらた監査法人が行います。監査証明を受けたファンドの財務諸表は、原則として毎年6月14日および12月14日を基準日として作成される有価証券報告書に記載されます。

**1【財務諸表】**

該当事項はありません。

**2【ファンドの現況】****【純資産額計算書】**

該当事項はありません。

（ご参考：親投資信託の現況）

平成27年3月31日現在

東京海上マネープールマザーファンド

種類	金額
資産総額	151,817,646 円
負債総額	20,038,111 円
純資産総額（ - ）	131,779,535 円
発行済数量	131,349,046 口
1単位あたり純資産額（ / ）	1.0033 円

**第4【内国投資信託受益証券事務の概要】**

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

**1. 名義書換**

該当事項はありません。

**2. 受益者に対する特典**

特典はありません。

**3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容**

譲渡制限はありません。

**4. 受益権の譲渡**

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

平成27年3月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益配分方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を委員長とし運用管理室を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成27年3月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	144	1,884,786
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	14	67,720
合計	158	1,952,507

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第29期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

#### (1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	第28期 （平成25年3月31日現在）	第29期 （平成26年3月31日現在）
資産の部		
流動資産		
現金・預金	6,753,091	9,147,830
前払費用	134,096	110,882
未収委託者報酬	1,616,237	1,825,261
未収収益	2,117,109	2,410,705
未収入金	153,977	132,243
繰延税金資産	189,883	208,535
その他の流動資産	6,634	11,587
流動資産計	10,971,029	13,847,047
固定資産		
有形固定資産	* 1	* 1
建物	217,693	199,065
器具備品	122,475	105,672
無形固定資産	95,217	93,392
電話加入権	3,144	3,144
投資その他の資産	3,144	3,144
投資有価証券	815,403	774,095
関係会社株式	19,427	30,243
その他の関係会社有価証券	254,342	254,342
長期前払費用	31,200	31,200
敷金	95,530	48,053
繰延税金資産	291,959	285,857
固定資産計	122,944	124,399
資産合計	1,036,240	976,305
負債の部		
流動負債		
預り金	30,099	36,310
未払金	* 2	* 2
未払手数料	1,569,259	1,745,028
	454,177	539,966

その他未払金	1,115,081	1,205,062
未払費用	57,434	145,394
未払消費税等	85,291	140,244
未払法人税等	596,000	1,220,000
前受収益	317,700	219,617
賞与引当金	191,919	185,444
その他の流動負債	-	36
流動負債計	2,847,704	3,692,077
固定負債		
退職給付引当金	137,928	141,238
役員退職慰労引当金	31,080	37,360
固定負債計	169,008	178,598
負債合計	3,016,712	3,870,676
純資産の部		
株主資本	8,989,342	10,950,867
資本金	2,000,000	2,000,000
利益剰余金	6,989,342	8,950,867
利益準備金	443,612	500,000
その他利益剰余金	6,545,729	8,450,867
繰越利益剰余金	6,545,729	8,450,867
評価・換算差額等	1,215	1,809
その他有価証券評価差額金	1,215	1,809
純資産合計	8,990,558	10,952,676
負債・純資産合計	12,007,270	14,823,352

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,959,798	8,728,983
運用受託報酬	6,585,557	8,079,569
投資助言報酬	20,963	27,854
その他営業収益	1,992	1,992
営業収益計	13,568,311	16,838,399
営業費用		
支払手数料	2,732,478	3,649,922
広告宣伝費	133,560	127,570
公告費	2,244	1,190
調査費	3,642,781	4,624,666
調査費	1,160,919	1,225,688
委託調査費	* 1 2,481,861	* 1 3,398,978
委託計算費	82,588	80,546
営業雑経費	128,344	137,868
通信費	28,568	27,421
印刷費	72,899	80,551
協会費	16,766	18,158
諸会費	4,213	4,933
図書費	5,896	6,803
営業費用計	6,721,997	8,621,765

一般管理費				
給料		2,441,088		2,408,504
役員報酬		69,444		71,508
給料・手当	* 1	1,755,780	* 1	1,711,651
賞与		615,864		625,344
交際費		7,417		9,497
旅費交通費		99,221		92,774
租税公課		44,567		52,979
不動産賃借料		343,381		258,391
役員退職慰労引当金繰入		5,820		6,280
退職給付費用		70,091		70,577
賞与引当金繰入		191,919		185,444
固定資産減価償却費		91,309		70,972
法定福利費		395,650		401,660
福利厚生費		7,867		7,620
諸経費		408,719		398,379
一般管理費計		4,107,055		3,963,083
営業利益		2,739,259		4,253,550
営業外収益				
受取利息		1,151		1,356
受取配当金	* 1	145,322	* 1	200,127
匿名組合投資利益		-	* 1	166,010
雑益		2,410		6,766
営業外収益計		148,885		374,260
営業外費用				
雑損		46,933		58,781
営業外費用計		46,933		58,781
経常利益		2,841,210		4,569,030
特別損失				
建物除却損		-		427
器具備品除却損		911		-
特別損失計		911		427
税引前当期純利益		2,840,299		4,568,603
法人税、住民税及び事業税		1,041,220		1,719,728
法人税等調整額		1,076		20,436
法人税等合計		1,040,144		1,699,291
当期純利益		1,800,154		2,869,311

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,000,000		388,426		5,352,625
当期変動額					
剰余金の配当		55,186	607,051	551,864	551,864

当期純利益			1,800,154	1,800,154	1,800,154
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	55,186	1,193,103	1,248,290	1,248,290
当期末残高	2,000,000	443,612	6,545,729	6,989,342	8,989,342

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	105	105	7,741,157
当期変動額			
剰余金の配当			551,864
当期純利益			1,800,154
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)	1,109	1,109	1,109
当期変動額合計	1,109	1,109	1,249,400
当期末残高	1,215	1,215	8,990,558

第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,000,000	443,612	6,545,729	6,989,342	8,989,342
当期変動額					
剰余金の配当		56,387	964,173	907,786	907,786
当期純利益			2,869,311	2,869,311	2,869,311
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	56,387	1,905,137	1,961,524	1,961,524
当期末残高	2,000,000	500,000	8,450,867	8,950,867	10,950,867

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,215	1,215	8,990,558
当期変動額			
剰余金の配当			907,786
当期純利益			2,869,311
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)	593	593	593
当期変動額合計	593	593	1,962,118

当期末残高	1,809	1,809	10,952,676
-------	-------	-------	------------

## 重要な会計方針

<p>第29期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による原価法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法、少額固定資産(取得価格が10万円以上20万円未満の資産)については3年間で均等償却する方法を採用しております。</p> <p>(2) 長期前払費用 定額法</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>4. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。</p>

## (表示方法の変更)

<p>第29期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日</p>
<p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し、(退職給付関係)注記の表示方法を変更しております。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、(退職給付関係)の注記の組替えは行っておりません。</p>

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

第28期 平成25年3月31日現在	第29期 平成26年3月31日現在
* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 103,012千円 器具備品 418,700千円	建物 120,594千円 器具備品 469,967千円
* 2. 関係会社に対する主な資産・負債	* 2. 関係会社に対する主な資産・負債
区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。	区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。
未払金 709,361千円 (うち支配株主に対するもの 142,986千円) (うち子会社に対するもの 150,208千円) (うち関連会社に対するもの 416,166千円)	未払金 794,751千円 (うち支配株主に対するもの 155,421千円) (うち子会社に対するもの 160,782千円) (うち関連会社に対するもの 478,547千円)

## (損益計算書関係)

第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第29期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。	* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。
給与・手当 531,681千円 委託調査費 1,737,827千円 受取配当金 145,225千円	給与・手当 358,249千円 委託調査費 2,404,496千円 受取配当金 199,477千円 匿名組合投資利益 166,010千円

## (株主資本等変動計算書関係)

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	平成24年4月1日 現在	増加	減少	平成25年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成24年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

## ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	551,864千円
(ロ) 1株当たり配当額	14,409円
(ハ) 基準日	平成24年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成24年6月27日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成25年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

## ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	907,786千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	23,702円
(ニ) 基準日	平成25年3月31日

(ホ) 効力発生日

平成25年 6 月28日

第29期（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	平成25年 4 月 1 日 現在	増加	減少	平成26年 3 月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

## 2．配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成25年 6 月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

## ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	907,786千円
(ロ) 1株当たり配当額	23,702円
(ハ) 基準日	平成25年 3 月31日
(ニ) 効力発生日	平成25年 6 月28日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成26年 6 月30日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

## ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	804,759千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	21,012円
(ニ) 基準日	平成26年 3 月31日
(ホ) 効力発生日	平成26年 6 月30日

## (金融商品関係)

## 1．金融商品の状況に関する事項

第28期	第29期
自 平成24年 4 月 1 日	自 平成25年 4 月 1 日
至 平成25年 3 月31日	至 平成26年 3 月31日

<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左  市場リスク 同左  流動性リスク 同左</p>
---	---

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

第28期(平成25年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	6,753,091	6,753,091	
(2)未収委託者報酬	1,616,237	1,616,237	
(3)未収収益	2,117,109	2,117,109	
(4)未収入金	153,977	153,977	
(5)投資有価証券 其他有価証券	19,427	19,427	
(6)敷金	291,959	218,507	73,451
(7)未払金	(1,569,259)	(1,569,259)	

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

第29期(平成26年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
--	-------------	-------	----



第28期 平成25年3月31日現在			第29期 平成26年3月31日現在		
(単位：千円)			(単位：千円)		
	1年以内	1年超		1年以内	1年超
預金	6,752,981		預金	9,147,754	
未収委託者報酬	1,616,237		未収委託者報酬	1,825,261	
未収収益	2,117,109		未収収益	2,410,705	
未収入金	153,977		未収入金	132,243	
投資有価証券			投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの		1,000	その他有価証券のうち満期があるもの		8,000
合計	10,640,305	1,000	合計	13,515,964	8,000

## (有価証券関係)

第28期 平成25年3月31日現在		第29期 平成26年3月31日現在																																	
<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。</p>		<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。</p>																																	
<p>2. その他有価証券</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの証券投資信託</td> <td>16,177</td> <td>14,138</td> <td>2,038</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの証券投資信託</td> <td>3,250</td> <td>3,400</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,427</td> <td>17,538</td> <td>1,888</td> </tr> </tbody> </table>		区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの証券投資信託	16,177	14,138	2,038	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの証券投資信託	3,250	3,400	149	合計	19,427	17,538	1,888	<p>2. その他有価証券</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの証券投資信託</td> <td>21,801</td> <td>18,500</td> <td>3,301</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの証券投資信託</td> <td>8,441</td> <td>8,931</td> <td>490</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30,243</td> <td>27,431</td> <td>2,811</td> </tr> </tbody> </table>		区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの証券投資信託	21,801	18,500	3,301	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの証券投資信託	8,441	8,931	490	合計	30,243	27,431	2,811
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																																
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの証券投資信託	16,177	14,138	2,038																																
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの証券投資信託	3,250	3,400	149																																
合計	19,427	17,538	1,888																																
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																																
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの証券投資信託	21,801	18,500	3,301																																
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの証券投資信託	8,441	8,931	490																																
合計	30,243	27,431	2,811																																
<p>3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。</p>		<p>3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 同左</p>																																	

## (退職給付関係)

第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	
1. 採用している退職給付制度の概要	

退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	137,928千円
退職給付引当金	137,928千円

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	39,545千円
確定拠出年金への掛金支払額	30,545千円
退職給付費用	70,091千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算は簡便法を採用しており、確定拠出年金部分を除く退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。

第29期

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	137,928千円
退職給付費用	35,716千円
退職給付の支払額	32,406千円
制度への拠出額	-
退職給付引当金の期末残高	141,238千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
非積立型制度の退職給付債務	141,238千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	141,238千円

退職給付引当金	141,238千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	141,238千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	35,716千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、34,861千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	11,813千円	13,315千円

退職給付引当金損金算入限度超過額	49,157千円	50,337千円
未払金	5,774千円	3,918千円
賞与引当金損金算入限度超過額	72,948千円	66,092千円
未払法定福利費否認	8,973千円	8,886千円
未払事業所税否認	3,438千円	2,989千円
未払事業税否認	50,026千円	86,596千円
未払調査費	46,965千円	37,384千円
ソフトウェア償却超過額	54,426千円	51,350千円
敷金償却費	8,223千円	10,398千円
未払確定拠出年金	982千円	1,084千円
未払費用	774千円	1,583千円
繰延税金資産小計	313,504千円	333,937千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	313,504千円	333,937千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	673千円	1,002千円
その他	3千円	-
繰延税金負債合計	677千円	1,002千円
繰延税金資産の純額	312,827千円	332,935千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は16,009千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(セグメント情報等)

第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第29期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日

<p>[セグメント情報]</p> <p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。</p> <p>当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p> <p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 当社は、単一の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。</p>	<p>[セグメント情報]</p> <p>同左</p> <p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報 同左</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 同左 (2) 有形固定資産 同左</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 同左</p>
---	---

## ( 関連当事者情報 )

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
重要な取引はありません。

## (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員の 派遣	委託 調査費 の支払	1,428,822	未払金	416,166

(注) \* 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

\* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
重要な取引はありません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
重要な取引はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

### (1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）  
東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第29期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

### 1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
重要な取引はありません。

### (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員 の派遣	委託 調査費 の支払	1,979,812	未払金	478,547

(注) \* 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

\* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
重要な取引はありません。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
重要な取引はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

### (1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）  
東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

### (1株当たり情報)

	第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第29期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
1株当たり純資産額	234,740円42銭	285,970円67銭
1株当たり当期純利益金額	47,001円44銭	74,916円74銭

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益については、潜 在株式がないため記載して おりません。	(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益については、潜 在株式がないため記載して おりません。
(注) 2 . 1 株当たり当期純利益金額 の算定上の基礎は以下のと おりであります。	(注) 2 . 1 株当たり当期純利益金額 の算定上の基礎は以下のと おりであります。
当期純利益 1,800,154千円	当期純利益 2,869,311千円
普通株主に 帰属しない金額 -	普通株主に 帰属しない金額 -
普通株式に係る 当期純利益 1,800,154千円	普通株式に係る 当期純利益 2,869,311千円
期中平均株式数 38,300株	期中平均株式数 38,300株

中間財務諸表  
(イ)中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成26年9月30日現在)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	8,929,625
前払費用	125,585
未収委託者報酬	1,864,341
未収収益	2,798,840
未収入金	31,466
繰延税金資産	355,439
その他の流動資産	14,017
流動資産計	14,119,316
固定資産	
有形固定資産 * 1	177,572
建物	97,867
器具備品	79,705
無形固定資産	3,144
電話加入権	3,144
投資その他の資産	751,451
投資有価証券	31,309
関係会社株式	254,342
その他の関係会社有価証券	31,200
長期前払費用	26,517
敷金	282,806
繰延税金資産	125,275
固定資産計	932,167
資産合計	15,051,484
負債の部	
流動負債	
預り金	38,511

未払金		1,555,346
未払手数料		559,534
その他未払金		995,811
未払費用		165,527
未払消費税等	* 2	217,486
未払法人税等		869,000
前受収益		181,306
賞与引当金		394,109
その他の流動負債		3,240
流動負債計		3,424,527
固定負債		
退職給付引当金		170,525
役員退職慰労引当金		16,630
固定負債計		187,155
負債合計		3,611,682
純資産の部		
株主資本		11,436,661
資本金		2,000,000
利益剰余金		9,436,661
利益準備金		500,000
その他利益剰余金		8,936,661
繰越利益剰余金		8,936,661
評価・換算差額等		3,139
その他有価証券評価差額金		3,139
純資産合計		11,439,801
負債・純資産合計		15,051,484

## (口)中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間	
	(自 平成26年 4月 1日	至 平成26年 9月30日)
営業収益		
委託者報酬		4,574,151
運用受託報酬		3,925,933
投資助言報酬		17,103
その他営業収益		736
営業収益計		8,517,926
営業費用		
支払手数料		1,898,804
広告宣伝費		51,166
公告費		533
調査費		2,462,761
調査費		679,250
委託調査費		1,783,510
委託計算費		40,037
営業雑経費		81,027
通信費		14,823

印刷費		45,225
協会費		12,909
諸会費		3,368
図書費		4,700
営業費用計		4,534,330
一般管理費		
給料		957,081
役員報酬		40,531
給料・手当		835,102
賞与		81,448
交際費		3,078
旅費交通費		44,936
租税公課		23,932
不動産賃借料		129,195
役員退職慰労引当金繰入		1,580
退職給付費用		31,539
賞与引当金繰入		394,109
固定資産減価償却費	* 1	29,736
法定福利費		192,378
福利厚生費		5,886
諸経費		173,569
一般管理費計		1,987,025
営業利益		1,996,570
営業外収益		
受取利息		779
受取配当金		51,954
雑益		3,940
営業外収益計		56,674
営業外費用		
雑損		62,176
営業外費用計		62,176
経常利益		1,991,068
税引前中間純利益		1,991,068
法人税、住民税及び事業税		849,031
法人税等調整額		148,516
法人税等合計		700,514
中間純利益		1,290,554

## (八) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,000,000	500,000	8,450,867	8,950,867	10,950,867
当中間期変動額					
剰余金の配当			804,759	804,759	804,759

中間純利益			1,290,554	1,290,554	1,290,554
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	485,794	485,794	485,794
当中間期末残高	2,000,000	500,000	8,936,661	9,436,661	11,436,661

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,809	1,809	10,952,676
当中間期変動額			
剰余金の配当			804,759
中間純利益			1,290,554
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,330	1,330	1,330
当中間期変動額合計	1,330	1,330	487,124
当中間期末残高	3,139	3,139	11,439,801

## (二) 重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価を把握することが極めて困難と認められるもの</p> <p>移動平均法による原価法</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法</p> <p>ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、少額固定資産（取得価格が10万円以上20万円未満の資産）については、3年間で均等償却する方法を採用しております。</p>

	(2) 長期前払費用 定額法
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当中間会計期間の費用として処理しております。

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間 (平成26年9月30日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額	建物 128,400千円 器具備品 488,793千円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

## (中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1 減価償却実施額	有形固定資産 29,736千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項	

株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間 増加 (株)	当中間会計期間 減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額  
平成26年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項
  - (イ) 配当金総額・・・・・・・・・・804,759千円
  - (ロ) 1株当たり配当額・・・・・・・・21,012円
  - (ハ) 基準日・・・・・・・・・・平成26年3月31日
  - (ニ) 効力発生日・・・・・・・・・・平成26年6月30日

## (金融商品関係)

当中間会計期間(平成26年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	8,929,625	8,929,625	
(2)未収委託者報酬	1,864,341	1,864,341	
(3)未収収益	2,798,840	2,798,840	
(4)未収入金	31,466	31,466	
(5)投資有価証券 その他有価証券	31,309	31,309	
(6)敷金	282,806	221,970	60,835
(7)未払金	(1,555,346)	(1,555,346)	

(\*)負債で計上されているものについては、( )で示しております。

## (注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収収益並びに(4)未収入金及び(7)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

時価の算定方法につきましては「(二)重要な会計方針」の「1.資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(6)敷金

当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

(注2)子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(中間貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

## (注3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (有価証券関係)

当中間会計期間(平成26年9月30日現在)

1.子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(中間貸借対照表計上額31,200千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	29,609	24,431	5,178
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	1,700	2,000	300
合計		31,309	26,431	4,878

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1株当たり純資産額	298,689円33銭
1株当たり中間純利益金額	33,695円93銭
	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益 1,290,554千円  
普通株主に帰属しない金額 -

普通株式にかかる中間純利益	1,290,554千円
期中平均株式数	38,300株

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・名称 三井住友信託銀行株式会社  
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- ・資本金の額 342,037百万円(平成26年9月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円(平成26年9月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額( )	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

( )平成26年9月末日現在。

### 2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

### 3【資本関係】

資本関係はありません。

### 第3【その他】

- 1．目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、委託会社の名称、ファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- 2．目論見書の表紙に委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- 3．請求目論見書に当ファンドの約款を添付します。
- 4．目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
- 5．目論見書は電子媒体として使用されたり、インターネット等に掲載されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月4日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員指定社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社（旧会社名 東京海上アセットマネジメント投信株式会社）の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社（旧会社名 東京海上アセットマネジメント投信株式会社）の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月8日

東京海上アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	荒川	進
指定社員 業務執行社員	公認会計士	和田	渉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。